

## 新あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議設置要綱

## （目的）

第 1 条 愛知県における多文化共生社会づくりを推進するための「新あいち多文化共生推進プラン（仮称）」の策定にあたり、創意ある意見を求めるため、新あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第 2 条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 新あいち多文化共生推進プラン（仮称）策定のための検討に関すること
- (2) その他、検討会議の目的を達成するために必要な事項

## （構成）

第 3 条 検討会議は、別紙に掲げる委員により構成する。

## （座長等）

第 4 条 検討会議に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は会議を総括し、会議の進行にあたる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。

## （会議）

第 5 条 検討会議は、愛知県県民生活部長が招集する。

- 2 会議録及び会議資料は、5 年間保存する。

## （公開）

第 6 条 検討会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）第 7 条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議・検討等を行う場合
  - (2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑な運営に著しい支障が生ずると認められ、座長が会議の一部または全部を公開しない旨を決定した場合
- 2 検討会議の傍聴方法については、別途定める。

## （開催期間）

第 7 条 検討会議は、平成 29 年度において開催する。

## （庶務）

第 8 条 検討会議の庶務は、県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室において処理する。

## （雑則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

この要綱は、平成 29 年 6 月 6 日から施行し、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(別紙)

「新あいち多文化共生推進プラン（仮称）検討会議」委員名簿

(五十音順、敬称略)

| 氏 名          | 職 名 等            |
|--------------|------------------|
| ◎ 池上 重弘      | 静岡文化芸術大学副学長      |
| 岩原 明彦        | 愛知県経営者協会総務・企画部長  |
| 大島 ヴィルジニア ユミ | 犬山市多文化共生推進員      |
| 大林 利光        | 豊橋市市民協創部長        |
| 川口 祐有子       | まなびや@KYUBAN代表    |
| 衣川 隆生        | 名古屋大学国際言語センター教授  |
| ○ 小島 祥美      | 愛知淑徳大学文学部教育学科准教授 |
| 夏目 吉昌        | 愛知県社会福祉協議会事務局長   |
| ネストール・プノ     | 名古屋学生青年センター      |

◎：座長      ○：副座長